

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

### 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月2日（水）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （19名）

農業委員 （7名）

会長

8番 秀島 克博  
1番 澤山 直人  
2番 辻 和久  
4番 福江 晋  
5番 川崎 豊洋  
6番 堤 こずえ  
7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 （8名）

池田 信文  
木村 覚  
榊原 照博  
蕪竹 敏治  
中島 政秀  
築 善作  
永渕 久留美  
松本 広喜

欠席委員 （農業委員1名）

（推進委員3名）

#### 4. 議事日程

議案第97号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第98号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 今田 徹  
農地係長 大岡 寿憲  
主 事 石崎 志朗

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第24回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は農業委員1名欠席で7名、推進委員が3名欠席で8名です。定足数に達しておりますので総会は成立いたします。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、2番の辻委員と4番の福江委員にお願いします。さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は議案第97号が5件98号が2件となっております。それではですね、議案第97号農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、議案97号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江委員は後で聞きますので、永渕委員からお願いいたします。</p>
永渕推進委員	<p>5月29日に福江委員と一緒に〇〇さんと現場でお会いしたんですけど、もう自分は早く取りかかりたいという気持ちをしきりに言っておられました。まだ草がいっぱいあっていろいろとすることはあると思うんですけど、意欲はあってシャインマスカットを作るということでした。</p>
福江委員	<p>5月29日に、永渕推進委員さんと〇〇さんと3人で現地を確認をしまし</p>

	<p>た。今の状況は荒れ放題です。これが決まれば、ちゃんと自分で整備をして議案に書いてあるようにハウスでシャインマスカットをしたいということでした。</p> <p>そして、先々はここに移住をしたいということでした。一生懸命頑張るそうですので、よろしくお願いしますということです。〇〇さんも電話連絡をしまして、よろしくお願いしますということでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査報告が終わりました。</p> <p>それではですね、議案第97号1番についてご意見ご異議ございませんか。</p>
水田委員	<p>〇〇さんと〇〇さんの関係はどんな関係ですか。</p>
福江委員	<p>〇〇さんとの関係ですか。それはどういう経歴かは分からないですけど、同じ島原の人間ではあるんですけどもちょっと分かりません。</p> <p>とにかく頑張るということでした。</p>
事務局	<p>以前、相談にこられたときは、行政書士の〇〇さんが中に入って、〇〇さんと〇〇さんの関係を取り持っていると聞いてます。</p> <p>〇〇行政書士は他にも土地家屋調査士とかもやっておられるので、〇〇さんは土地を処分したい、〇〇さんは就農をするための土地を探しているということがあって、今回の話になっています。とりあえず、シャインマスカットを作って徐々に広げていき、最終的には観光農園にしたいということで事務局は相談を受けてます。以上です。</p>
辻委員	<p>徐々にということですけども、太良の農業振興にも力を添えていただいていると思うわけですけども、耕作面積65アールですか。全部シャインマスカットで、露地栽培の予定ですか。</p>
福江委員	<p>まず、整地をしてから徐々にハウスを建てて、シャインマスカットをするということでした。</p>
辻委員	<p>町の整備事業とかは使わないで自分で整備される予定ということですね。そういうのがあるというのもご存知なんですかね。</p>
事務局	<p>土地の取得相談に来られたときに、太良町に住所がないと基本的には事業</p>

議長	<p>が使えませんよという説明はしています。</p> <p>その時は、事業を使おうとは今のところ思っていないということでした。</p> <p>それと、シャインマスカットの栽培経験についてですが、商品用ではない自家消費用として2年間、作ったことがあるという話は聞いております。</p> <p>他にないですか。</p> <p>それでは議決をとります。</p> <p>議案第97号1番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって議案第97号1番は原案通り認められました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>次の議案第97号2番から5番まで借人が同一で関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>借受人に関しては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員、蕪竹推進委員、澤山委員、久我推進委員、及び築推進委員から調査報告を順次お願いします。</p>
蕪竹推進委員	<p>山口委員がお休みですので、私の方から報告させていただきます。</p> <p>5月29日に貸人の〇〇さん、借人の〇〇さん、山口委員と一緒に現地を確認をしました。</p> <p>〇〇さんも、〇〇さんも農業の方には従事していなくて、〇〇さんが10年くらい前からそちらの土地を借りて栽培されておりましたが、昨年くらい</p>

議長	<p>から会社の方が忙しくなって、〇〇さんと知り合いじゃないですけど、その関係で作ってくれないかということで話をされたということでした。現地を確認したところ、草を刈られて綺麗に管理されておりました。</p> <p>そして、管理の方は、他の地権者に迷惑かけない程度で管理をお願いしますということです。〇〇さんの方もよろしく願いますのことでした。</p> <p>そしたら、13ページの4番の澤山委員、久我推進委員さんから願います。</p>
澤山委員	<p>報告いたします。</p> <p>5月28日に、〇〇さんが病気療養中のため入院されているので、〇〇さんの実の弟さん、借人の〇〇さんと現地確認を行ってきました。</p> <p>現地在3135番地2になってますが、3134番地の畑も一緒だと思って管理をしたということでしたが、名義人が違うということでそれはできないということでした。</p> <p>そこは、きちんと土地の名義人を確認して、そこでも作付けができるように手続きをするようにしてくださいと申し上げました。</p> <p>現地は間違いないということでした。賃借料なんですけども、これは無料で良いですよということで、荒らさない条件ということでした。</p> <p>賃借料が無料なので、返すときには必ず今以上ぐらいの姿にして返すようにしてくださいと伝えました。</p> <p>期間が10年となっておりますけれども、これで大丈夫ですかと確認したところ、それも大丈夫だということでした。</p> <p>鹿島の農業委員さんにもお尋ねをしたところ、限りなく黒に近いよという話もされましたので、太良に入ってきて、荒らされて返されたら困るので、ちゃんと管理して返してくださいと意見は言いました。</p>
議長	<p>築推進委員願います。</p>
築推進委員	<p>29日に秀島会長と〇〇さん、〇〇さん4名で現地を確認し、説明を聞きました。現地在もう5年前から、〇〇さんが作っておられまして、玉ねぎを作っておられました。</p> <p>今回は2月頃にみかんの苗を植えられまして、無農薬栽培法でやるということです。化学肥料も使わないということで、将来的に隣接する果樹園が心配されるものですから、可能なところで最小限に管理をして迷惑かからないようにということをおもも再三申し上げました。</p>

議長	<p>賃借料は、綺麗に作ってもらったら良いということです。</p> <p>それではですね、私の方から報告します。</p> <p>今言われたように29日に3名で現地で聞き取り調査を行いました。</p> <p>やはり、今言われたように私も知っていて、噂が先に出ていたからですね、〇〇さんは、太良に来たらものすごく綺麗に作ってもらって、返すときは今まで以上に綺麗になったというような方向で頑張ってくださいということでお願いをしました。</p> <p>〇〇さんの方には、賃借料はどうしてますかと尋ねたら、綺麗に作ってもらえたら良いということでしたので、会長さんたちからそういう話をしてもらえてよかったと言われて、よろしくお願ひしますということでした。</p> <p>それと、鹿島市の会長に話をさせてもらって、〇〇さんはどうなんですかと尋ねたところ、鹿島の方でも相当問題だから大変ですと言われてました。</p> <p>太良町に入ってきたら、作りっぱなしじゃなくて、綺麗にちゃんと管理するといったことを一筆書いてもらったらとアドバイスをもらいました。</p>
議長	<p>以上で調査報告は終わりました。</p> <p>議案97号2番から5番について、ご意見ご異議ございませんか。</p>
水田委員	<p>〇〇さんは、ものすごく手広くされてますが、全部管理することで可能ですか。それがまず疑問ですけど。</p>
事務局	<p>〇〇さんは、管理できるということでした。</p> <p>農業委員会事務局の方で、鹿島市での経営形態が分からないので何とも言えないですが、現場確認に自分たちも行ってるんですけど、しっかり管理されているところ、これから管理に力を入れるのかなといったところがあり、管理能力の判断については難しいかと思います。</p>
水田委員	<p>先程会長が言われた通り、一筆書いてもらったらどうでしょうか。第3条調査書の第2項第1号に全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれるとあるので、これを担保するために、返すまでちゃんと管理しますと書いてもらわないと厳しいと思います。</p>
議長	<p>水田委員から経営的に本当にできるかという問いかけが来ましたが、これは経営者の考え方で解釈の度合いがそれぞれ違うと思うんですね。</p> <p>そこは、有機栽培、無農薬栽培ということで、そうしたらある程度みかん</p>

	<p>の樹勢がどんどん下がっていきます。そこで、経営的にみかんを作っている中で、他のところに迷惑かけないようにするために、一筆書いてくださいとお願いするのは良いと思いますけど、管理できているかどうかは、その経営者の考え方で違うと思いますけど、皆さんどう思われますか。</p>
川崎委員	<p>みかん自体無農薬ではなかなか、5年間くらい生産したら木が駄目になっていくので、鹿島市のように太良町もなると思います。</p>
中島推進委員	<p>皆さんもご承知の通り、〇〇さんについては、かなり悪評が多いと思います。ここから先、考えていけないといけないのは、隣接の耕作者が納得できるか、そこが一番大事じゃないかと思いますけれども、事務局としての考えをお聞かせください。</p>
事務局	<p>近隣のミカン農家の方に影響が出る可能性が高いというのが農業委員会としての判断だとすれば、一旦保留にして、農業会議に確認させてもらわないと難しいかなと思います。</p>
築推進委員	<p>これは〇〇さんの方ですけど、写真の方を見ていただいて、隣接するミカン畑が、うちの本家のミカン畑です。それと、横の畑が〇〇さんでここはもう3年前からご親戚の方が無農薬でされてます。もう3年前からそうしてるのに今回に限って出来ないということは矛盾すると言われる可能性があるものですから、どのようなものかなあとと思ひまして。</p>
議長	<p>そしたら、どういった方向でしてもらうか、最後まで現状維持でしてもらうような方向で、一番初めが大事ですので、どういう方向でいった方がよろしいでしょうか。</p>
中島推進委員	<p>やっぱり一筆書いてもらうとかじゃないですか。</p>
議長	<p>やっぱり、築推進委員が言われたように、こっちは良い、こっちは悪いと、そういうことはできないですから、最後までしっかり作り上げてもらうという、返すときはある程度現状維持でというような方向で文章化していきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>一旦保留にさせていただいて、これから農業会議の方に確認してみます。</p>

議長	<p>それでは、確認してもらっている間に、議案９８号、２１ページから進めていきたいと思います。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による貸借権および使用貸借権設定について、別紙関係人により農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画書を受理したので審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは議案第９８号１番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>計画の申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数と、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された水田委員及び蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。</p>
水田委員	<p>２９日に、〇〇さんの家の前で集合して現地確認を行いました。</p> <p>出席者は、私と蕪竹推進委員さん、〇〇さん、〇〇さんです。</p> <p>ちょうど現地は、水を入れられるところでして、四角で本当に素晴らしい田んぼでした。管理もすごく行き届いていて素晴らしかったですね。</p> <p>許可相当と思われます。</p>
蕪竹推進委員	<p>私の方からは、何もありません。水田委員さんの言われた通りでございます。問題はないと思います。よろしく申し上げますとのことでした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第９８号１番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第９８号１番について、報告内容に間違いないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第９８号１番は原案どお</p>



	<p>り認められました。</p> <p>お諮りいたします。次の議案第98号2番と、協議第1号農用地等形状変更届出書1番と関連がありますので一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは議案第98号2番と協議第1号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江委員をお願いします。</p>
福江委員	<p>30日に内田推進委員と〇〇さんと3人で現地を確認しました。</p> <p>ここは勾配があって、何も栽培できないということで、工事現場から残土を持ってきて平らにして、果樹を植える予定ということでした。</p> <p>本当は、購入したいができないようなことをおっしゃっていました。</p>
議長	<p>調査報告は終わりました。</p> <p>議案第98号2番について、ご意見ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第98号2番について報告内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって議案第98号2番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、協議第1号1番について、周辺農地への支障をきたさない形状変更と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって1番は追加の指導は実施いたしません。</p> <p>続きまして、先程保留した分で事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>3条について佐賀県農業会議に確認を取ってきたところ、原則的に耕作できる状態で返すというのが一般的なので、当人同士が契約書等に記載したければ可能であると。記載がないからと、申請を却下することはできませんということでした。</p>
議長	<p>強制はされないということですか。</p>
事務局	<p>契約する場合は、耕作目的で借りるということなので、荒らしたから返すということは基本的に想定されていません。基盤強化法も同様ですね。</p> <p>それがあるので、基本的に契約書を作る時に、現状復旧を条件に記載することもあります。今回の件のように、急遽、契約書をそれだけで作るの難しいということでした。</p> <p>ただ、通常栽培法の営農地に、今回無農薬が入るというパターンに該当しますので、それについては、隣接耕作者の意思を農業委員会の方で確認をしてくださいということでした。</p> <p>ですから、農業委員、推進委員で確認を取って、隣接耕作者が別に入っても問題がないよというのであればそのまま可決される。</p> <p>例えば、今回の総会で、まだ確認が取れてないところがあるので次回に持ち越しますということは大丈夫です。ただ、その間に、農業委員会の方で調査をしてもらって、隣接耕作者が実際反対をした場合は、借主に連絡をする。そして、借主さんがそのエリアは無農薬でしないで、通常の営農をしますということでしたら議案は可決されます。もし、絶対無農薬ですということであれば、隣接者からの許可をちゃんとサインをもらってから許可になるという形だそうです。</p>
議長	<p>そしたら、1回近隣者の話を聞くことをしてから総会にかけるということで、今回は保留ということになるわけですか。</p>
事務局	<p>そうですね、保留で順次確認をしてもらって、確認が取れた段階で許可ということになります。</p>

議長	<p>そういうことで、皆さんよろしいでしょうかね。</p>
榎原推進 委員 事務局	<p>これは、全てに当てはまるんですか。</p> <p>通常耕作エリアに無農薬が入る場合と、無農薬耕作エリアに通常耕作が入る場合についてが当てはまりますので、事務局の方でも今度から無農薬で耕作するのか、通常の農法で耕作するかということを確認しなければなりません。</p> <p>その上で、現地調査の時は、総会までに隣接耕作者に確認はしてもらえない形になるそうです。</p>
榎原推進 委員 事務局	<p>隣接耕作地といえ、道を挟んでの耕作地も含むんですか。</p> <p>隣接の範囲は、農地法5条とか4条とかでしたら、その筆に接してるとなってるんですけど、今回のような農地法第3条第2項第7号についての区切りについては、農業会議では判断が難しいという回答でした。</p>
議長	<p>そういうことですので、今回は保留にして、隣接耕作者にこれでいいですかという確認をしていただきたいと思います。</p> <p>それでよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>以上をもちまして、太良町農業委員会第24回総会を閉会します。</p> <p>委員の皆様方には長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 4 年 6 月 2 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 辻 和 久

議事録署名者 福 江 晋